

三世代同居等住宅取得等支援補助金チェック表

当該補助を受けようとされる方は全ての条件に当てはまる必要があります。

三世代同居等住宅取得等支援補助を受けるための条件		
当初の工事請負契約又は売買契約を締結する前ですか？	はい	いいえ
親・子・孫の世帯構成で、同居又は近居しますか？	はい	いいえ
近居の場合、親家族と同一・隣接小学校区内又は居住誘導区域内で、かつ子家族の住所変更がありますか？	はい	いいえ
孫にあたる人は中学生（15歳）以下ですか？	はい	いいえ
市税に滞納はありませんか？	はい	いいえ
申請者及び配偶者の住宅の所有権割合の合計が2分の1以上になりますか？	はい	いいえ
認定を受けた翌年度の末日までに支払い及び交付申請ができますか？	はい	いいえ
（経過措置）		
令和6年4月～6月に契約された方は令和6年7月30日までに認定申請ができますか？	はい	いいえ
令和5年度に契約された方は令和6年12月末までに支払いができますか？	はい	いいえ

【申請の流れ】

認定申請（必ず契約の1週間以前に申請してください。令和6年4月～6月に契約された方は令和6年7月30日までに申請してください。）

- ①三世代同居等住宅取得等支援補助金補助対象事業認定申請書（様式第1号）
- ②補助対象住宅の所在地（予定地を含む。）が確認できる書類
- ③三世代同居等関係確認書
- ④補助対象住宅の延べ面積（増築又は改築をする場合にあってはこれらに係る部分の床面積、併用住宅にあっては三世代同居等に係る居住の用に供する部分の床面積を含む。）が確認できる書類
- ⑤戸籍謄本等三世代の関係が確認できる書類
- ⑥母子健康手帳の写し（孫が胎児の場合に限る。）
- ⑦補助対象住宅の平面図（併用住宅の場合は、三世代同居等に係る居住の用に供する部分を明示すること。）
- ⑧補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し

補助金認定通知

契約（補助金認定通知前の契約は不可）

着工（補助金認定通知前の着工は不可）

建物完成

交付申請兼実績報告（必ず補助対象住宅に係る支払を完了した日の属する年度の末日までに提出してください。令和5年度に契約された方は認定申請の③～⑦の書類を併せてご提出ください。）

- 三世代同居等住宅取得等支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第9号）
- 同居又は近居を開始したことが確認できる子家族及び親家族の住民票の写し（マイナンバーの記載を省略したもの）
- 補助対象住宅の登記事項証明書
- 補助対象住宅の写真（リフォームを行った場合にあっては、当該リフォーム箇所の工事実施前後の写真）
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し（補助対象住宅の平面図を含む。）
- 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し又はこれに類するもの
- 補助金を受け取る口座情報のわかるもの（請求書の記入の際に必要なになります。）